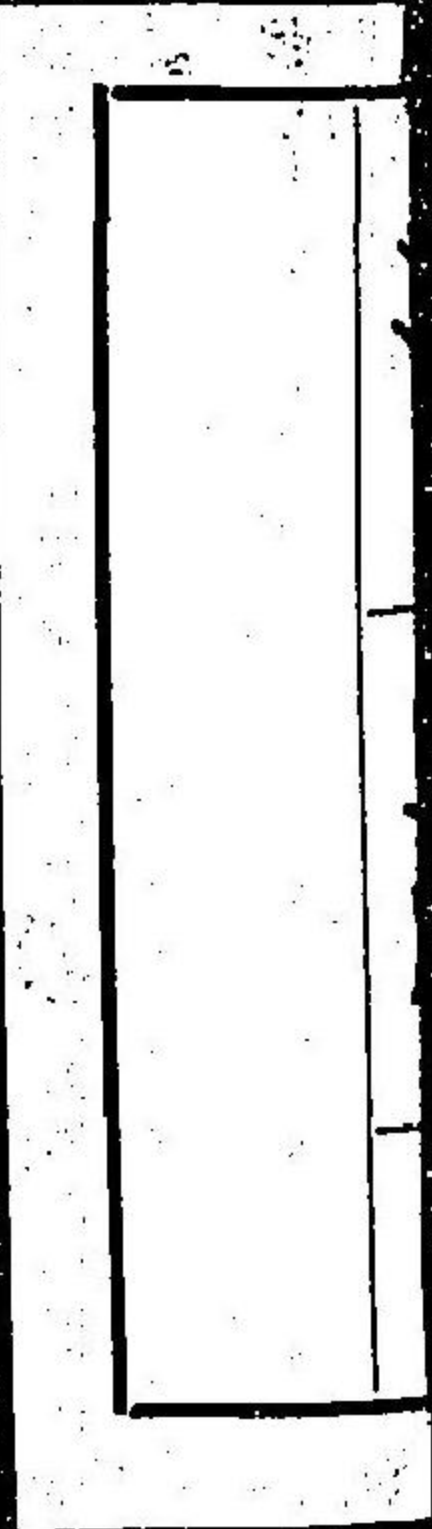
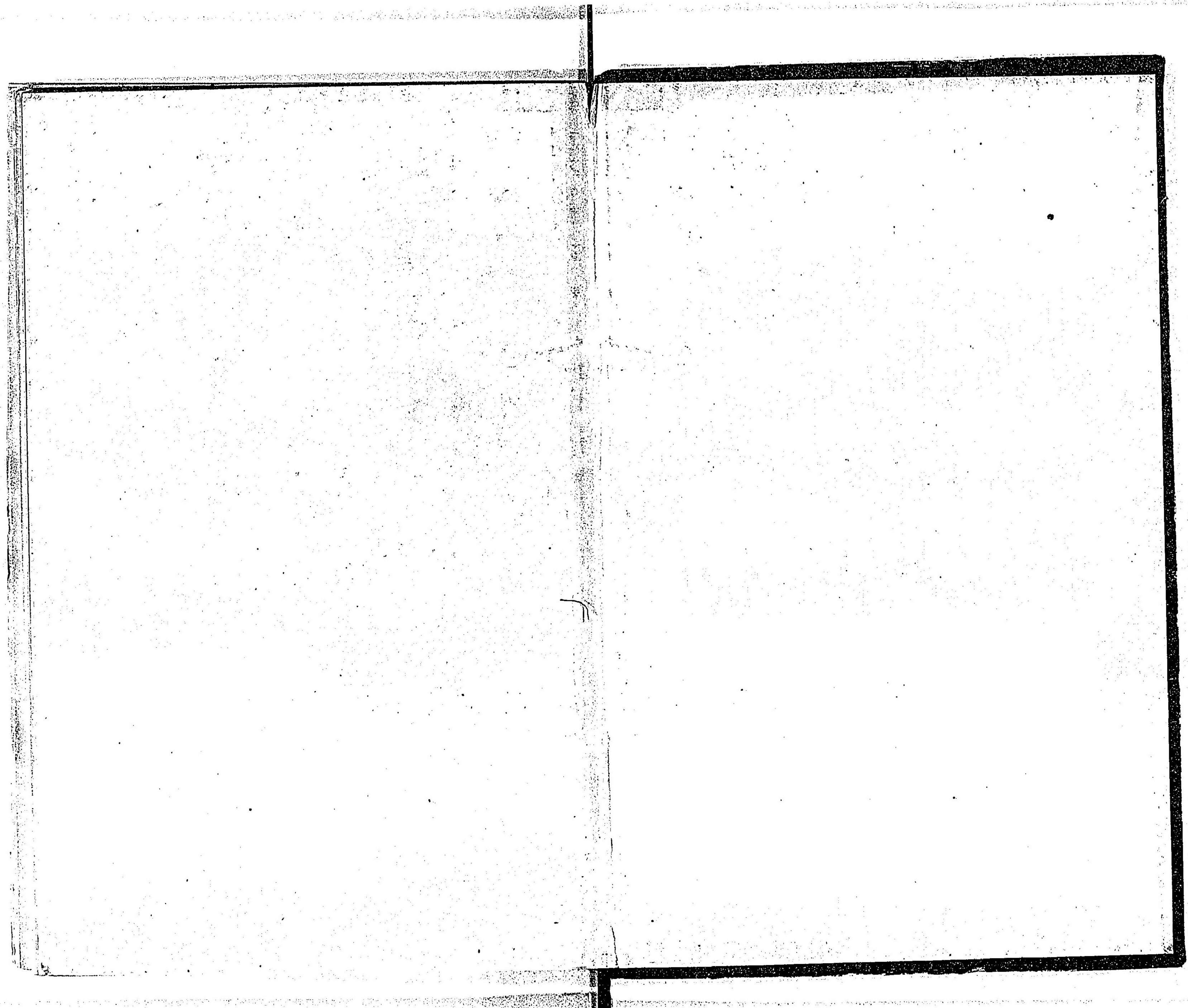


97  
392

明治四十五年  
帝國學士院一覽









明治四十五年

帝國學士院一覽



97-392

帝國學士院一覽

第一	沿革畧	一頁
第二	帝國學士院規程	七頁
第三	帝國學士院會則	三三頁
第四	帝國學士院學術獎勵金特別會計法	一八頁
第五	帝國學士院學術獎勵金特別會計規則	二〇頁
第六	帝國學士院授賞規則	二三頁
第七	恩賜賞ニ關スル決議	二七頁
第八	寄付金ヲ以テスル賞ニ關スル決議	二七頁
第九	出版ニ關スル決議	二八頁
第十	帝國學士院記事及別冊ノ出版ニ關スル決議	三〇頁

明治  
45. 4. 24  
内交



第十一	學術研究費補助ニ關スル決議	三一頁
第十二	學術獎勵金	三三頁
第十三	職員	三四頁
第十四	會員	三五頁
第十五	事業擔當會員及囑記員	四〇頁
第十六	帝國學士院前職員	四二頁
第十七	帝國學士院前會員及前客員	四三頁
第十八	東京學士會院職員	四四頁
第十九	東京學士會院會員及客員	四七頁
第二十	受賞者	五二頁
第二十一	明治四十四年七月五日恩賜賞授典式ニ於ケル菊池院長ノ演述	五三頁

帝國學士院一覽



帝國學士院ハ素ト東京學士會院ト稱セリ今其起原ヲ略叙スレハ明治十一年十二月文部卿西郷從道當時文部省雇顧問タリシ米人モルレト氏ノ建議ニ由リ學士會院ヲ設クルノ必要ナルヲ認メ乃チ東京學士會院規則大意及選舉案ヲ西周加藤弘之神田孝平津田真道中村正直福澤諭吉箕作秋坪ノ七名ニ諮詢シテ其協賛ヲ得以テ之ヲ創設スルニ至レ

同十二年一月文部大輔田中不二麿(文部卿)右西周以下ノ七名ヲ東京學士會院ノ會員ニ選舉シ其報帖ヲ交付ス同年四月東京學士會院規則ヲ定ム其要項ハ教育ノ事ヲ討議シ學術技藝ヲ評論スルヲ以テ主トシ會



員ハ四十名ヲ限リ東京學士會院ニ於テ選舉シ文部卿ノ認可ヲ經ルノ制ナリ同年五月東京學士會院雜誌ヲ發行ス  
同十八年二月文部卿大木喬任東京學士會院組織大綱ヲ示ス其要旨ハ學藝ノ品位ヲ高クシ以テ教化ノ裨補ヲ圖ルニ在リ會員ハ帝室ノ御選ニ出ル者十五名會員ノ推選ニ出ル者二十五名ヲ以テ組織スル等ナリ  
同年四月舊規則ヲ廢シ更ニ右大綱ニ基キ會則ヲ定メ同年九月ヨリ實施ス  
同二十三年十月勅令第二百六十四號ヲ以テ東京學士會院規程ヲ發布セラレ同年十二月文部大臣ノ認可ヲ經テ會則ヲ定ム  
同二十八年三月勅令第十七號ヲ以テ東京學士會院規程補則ヲ發布セラル  
同三十四年六月定期刊行ノ東京學士會院雜誌ヲ廢シ同年七月ヨリ東

洋學藝社ト契約シ毎月講演ノ論說及記事等ハ同雜誌ニ掲載スルコトトセリ  
同三十九年六月勅令第四百四十九號ヲ以テ帝國學士院規程ヲ發布セラレ同年七月文部大臣ノ認可ヲ經テ會則ヲ定ム  
同年七月院長幹事部長ノ選舉ヲ行ヒ院長ニ文學博士法學博士男爵加藤弘之幹事ニ文學博士重野安釋第一部々長ニ法學博士穗積陳重第二部々長ニ理學博士男爵菊池大麓當選就任ス  
同年同月和算史調査ノ件ヲ議決シ同年同月ヨリ着手ス  
同年十二月文部大臣ノ認可ヲ經テ會則ヲ改正ス  
同年同月帝國學士院ハ萬國學士院聯合會ニ加入ス  
同四十年四月會員文學博士重野安釋同理學博士男爵菊池大麓埃國維也納府ニ於ケル第三回萬國學士院聯合會へ委員トシテ參列被仰付



同年同月國語調査委員會ノ編輯ニ係ル假名遣及假名字體沿革史料ヲ  
本院ニ於テ出版スルノ件ヲ議決シ同年同月ヨリ着手ス  
同年七月出版ニ關スル決議及學術研究費補助ニ關スル決議ヲ議定ス  
同年十一月文部大臣ノ認可ヲ經テ會則ヲ追加ス  
同年同月出版ニ關スル決議ヲ修正ス  
同年十二月帝國學士院紀事出版ニ關スル第二部決議ヲ議定ス  
同四十一年六月伊能忠敬測地事蹟調査ノ件ヲ議決シ同年八月ヨリ着  
手ス  
同四十二年一月燃藜室記述調査ノ件ヲ議決シ同年同月ヨリ着手ス同  
月羅馬法ニ關スル書籍翻譯出版ノ件ヲ議決ス  
同年三月ライプチヒ大學創立五百年祝賀式へ祝文ヲ贈ルコト及同祝  
賀式へ本院會員代表者ヲ參列セシムルコトヲ議決ス

同年五月假名遣及假名字體沿革史料出版成リ須要ニ應シ配付ス  
同年六月會員文學博士中島力造へ本院會員代表者トシテ「ライプチヒ」  
大學創立五百年祝賀式參列ヲ委囑ス  
同年同月院長幹事部長任期滿了ニ付改選ヲ行ヒ院長ニ理學博士男爵  
菊池大麓幹事ニ法學博士宮崎道三郎第一部々長ニ法學學士穂積陳重  
〔再選〕第二部々長ニ工學博士古市公威當選シ同月文部大臣ノ認可ヲ經  
七月就任ス  
同四十三年四月會員理學博士櫻井錠二羅馬府ニ於ケル第四回萬國學  
士院聯合大會へ委員トシテ參列ノ件議決ス  
同年五月會員醫學博士三浦謹之助へ本院會員代表者トシテ「ベルリン」  
大學創立百年祝賀式參列ヲ委囑ス  
同年七月左ノ御沙汰書ヲ拜受ス



其院ノ目的ヲ遂行スル爲メ普ク學術ノ研究ヲ獎勵スル旨趣ヲ以テ  
授賞ノ制ヲ定メントスルノ計畫有之候趣被

聞食特ニ賞典資トシテ本年ヨリ十個年間年々金貳千圓下賜候事

明治四十三年七月五日

宮 内 省

同年十月文部大臣ノ認可ヲ經テ本院授賞規則ヲ定ム

同四十四年六月會員理學博士大森房吉へ本院會員代表者トシテ「ブレ  
スラウ」大學創立百年祝賀式參列ヲ委囑ス

同年七月理學博士木村榮ニ恩賜賞ヲ授興ス

同年十月男爵三井八郎右衛門ヨリ本院第二部ニ屬スル學術研究獎勵  
ノ爲及男爵岩崎久彌ヨリ學術研究獎勵ノ爲各向フ十個年間毎年壹千  
圓ツ、合計壹萬圓寄附致度旨申出アリテ之ヲ受諾スルコトニ議決ス

同年十一月出版ニ關スル決議ヲ修正ス

同年十二月帝國學士院紀事出版ニ關スル第二部決議ヲ廢シ更ニ帝國  
學士院紀事及別冊ノ出版ニ關スル決議ヲ議定ス

## 第二 帝國學士院規程

勅令第四百四十九號 (明治三十九年六月十二日)

### 帝國學士院規程

第一條 帝國學士院ハ文部大臣ノ管理ニ屬シ學術ノ發達ヲ圖リ教化  
ヲ裨補スルヲ以テ目的トス

第二條 帝國學士院會員ハ帝國學士院ニ於テ碩學中ヨリ推選シ勅旨  
ヲ以テ之ヲ命ス



第三條 外國人ニシテ帝國ニ於ケル學術ノ發達ニ關シ特別ノ功勞アル者ハ帝國學士院ニ於テ之ヲ客員ト爲スコトヲ得  
第四條 帝國學士院ハ左ノ二部ニ分チ會員ハ各專攻ノ學科ニ依リテ之ニ分屬ス

第一部 文學及社會的諸學科

第二部 理學及其ノ應用諸學科

第五條 帝國學士院會員ノ定員ハ六十人トス

第六條 帝國學士院ハ會議ヲ開キ學術及教化ニ關スル事項ヲ審議ス  
會議ハ總會及部會トス

第七條 帝國學士院會員ハ專攻ノ學科ニ付論文ヲ提出シ又ハ報告ヲ爲スモノトス

第八條 帝國學士院ハ學術ニ關スル論文、考案、資料等ヲ募集スルコト

ヲ得

第九條 帝國學士院ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ外國ニ於ケル學術上ノ團體ト共同シテ研究ヲ爲シ又ハ其會員トナルコトヲ得

第十條 文部大臣ハ學術及教化ニ關スル事項ニ付帝國學士院ニ諮詢スルコトヲ得

第十一條 帝國學士院ハ少クトモ毎年一回院務ニ關スル報告書ヲ文部大臣ニ提出スヘシ

第十二條 帝國學士院ニ院長一人、幹事一人及部長二人ヲ置ク  
院長及幹事ハ總會ニ於テ部長ハ部會ニ於テ會員中ヨリ之ヲ互選シ  
文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ

院長、幹事及部長ノ任期ハ三年トス

第十三條 院長ハ院務ヲ總理シ總會ニ於テ其ノ議長ト爲ル



院長事故アルトキハ幹事其ノ職務ヲ代理ス

幹事ハ院長ノ指揮ヲ受ケ院務ヲ掌理ス

部長ハ院長ノ指揮ヲ受ケ部務ヲ掌理シ部會ニ於テ其ノ議長ト爲ル

第十四條 院長幹事及部長ニハ手當ヲ給スルコトヲ得

第十五條 滿六十歳以上ノ會員ニハ特ニ年金ヲ給スルコトヲ得

第十六條 帝國學士院ニ書記四人ヲ置キ文部省所屬ノ判任官ヲ以テ之ニ充ツ

書記ハ院長幹事及部長ノ命ヲ承ケ庶務ニ従事ス

書記ニハ手當ヲ給スルコトヲ得

第十七條 學術上ノ調査ノ爲會員中ニ於テ擔當者ヲ定メタルトキハ手當ヲ給スルコトヲ得

第十八條 帝國學士院ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ會則ヲ定ムルコトヲ

得

附 則

第十九條 東京學士會院規程及東京學士會院規程補則ハ之ヲ廢止ス

第二十條 本令施行ノ際東京學士會院會員及客員タル者ハ本令ノ規定ニ依リ帝國學士院會員及客員タル者トス

第二十一條 東京學士會院規程第五條ニ依リテ年金ヲ受クル者ハ本令施行ノ後仍同額ノ年金ヲ受ク

第二十二條 本令ノ規定ニ依リ帝國學士院長ノ就任スルニ至ル迄ハ元東京學士會院會長ニ於テ幹事及部長ノ就任スルニ至ル迄ハ元東京學士會院幹事ニ於テ其ノ職務ヲ行フヘシ

(參照)

勅令第二百六十四條 (明治二十三年十月二十五日官報)

東京學士會院規程



第一條 東京學士會院ハ學藝ノ品位ヲ高クシ以テ教化ノ裨補ヲ謀ランカ爲ニ設クル所ニシテ文部大臣ノ管轄ニ屬ス

第二條 東京學士會院ハ善徳碩學ノ中ヨリ選出セラレタル會員ヲ以テ組織ス其選出ノ方法及人員左ノ如シ

- 一 帝室ノ特選ニ依ル會員十五名
  - 一 會員ノ推選ニ依ル會員二十五名
- 會員ノ推選ニ依ルモノハ文部大臣ノ認可ヲ經ルヲ要ス  
會員ハ終身トス

第三條 東京學士會院會員ハ各自專攻ノ學科ニ就キ論說ヲ述ヘ又學藝及教化ニ關スル事項ニ就キ報告スルモノトス

第四條 東京學士會院ハ學藝及教化ニ關スル事項ニ就キ文部大臣ヨリ諮問アルトキハ審議復申スルモノトス又會員各自意見アルトキハ會院ニ於テ審議シ文部大臣ニ開陳スルコトヲ得

第五條 東京學士會院會員ハ滿六十歳以上ノ者十名以内ヲ限リ特ニ各年金三百圓ヲ賜フコトアルヘシ

第六條 東京學士會院ニ會長一人幹事二人ヲ置ク

會長幹事ハ會員ノ互選ヲ以テ文部大臣ノ認可ヲ經テ之ヲ定ム其任期ハ各一年トス但再選セラレ、コトヲ得

第七條 會長ハ文部大臣ノ監督ヲ受ケ院務ヲ統理シ議事アルトキハ議長ノ任ニ當ルモノトス會長事故アルト

キハ幹事ノ内一人ヲ指定シテ其職務ヲ代理セシム

幹事ハ會長ヲ補佐シテ院務ヲ掌理ス

第八條 削除(二十六年勅令第五十九號ヲ以テ削除)

第九條 東京學士會院ニ書記二人ヲ置キ文部屬ヲ以テ之ニ兼補ス書記ハ會長及幹事ニ屬シテ庶務ニ從事ス

第十條 東京學士會院ハ文部大臣ノ許可ヲ得テ會則ヲ設クルコトヲ得

勅令第十七號 (明治二十八年三月八日官報)

東京學士會院規程補則

外國ノ善徳碩學ニシテ特ニ帝國ニ對シ功勞アル者ハ會員ノ推選ニ依リ文部大臣ノ認可ヲ經テ之ヲ客員ト爲スコトヲ得

### 第三 帝國學士院會則

(明治三十九年七月一日議決同年同月四日文部大臣認可  
同年十二月十二日改正議決同年同月十九日文部大臣認可  
同四十年十一月十二日追加議決同年同月廿二日文部大臣認可)

第一條 帝國學士院會員ノ定員ハ各部三十人トス

第二條 會員ヲ推選セントスルモノハ當該部會ニ於テ投票ヲ以テ先

ツ候補者ヲ豫選シ其ノ最多數ヲ得タル者三人ヲ以テ候補者トス

候補者ニ缺員ヲ生シタル場合ニ於テハ補缺豫選ヲ行フ

候補者ニ付キ當該部會ニ於テ決選投票ヲ行ヒ部會員三分二以上ノ



多數ヲ得タル者ヲ當選者トシ總會ノ認可ヲ經テ之ヲ會員ニ推選ス  
前項ノ多數ヲ得タル者ナキトキハ更ニ決選投票ヲ行ヒ尙ホ當選者  
ヲ得ルコト能ハサル場合ニ於テハ候補者ノ改選ヲ行フ

第三條 候補者ノ豫選及會員ノ推選ハ少クトモ三週間以前院長ヨリ  
之ヲ各會員ニ通知ス

第四條 客員ヲ推舉セントスル者ハ當該部會員五人以上ノ賛成ヲ得  
テ部會ニ發議スルコトヲ得

客員ノ選定ニ關シテハ第二條第三項及第三條ノ規定ヲ準用ス

第五條 院長幹事及部長ノ選舉ハ最多數ノ投票ヲ得タル者ヲ以テ當  
選者トス

院長幹事及部長ハ六月ニ之ヲ選舉シ七月ニ至テ就任ス

第六條 投票ハ總テ無記名トス

病氣其ノ他ノ事故ニ依リ出席スルコト能ハサル者ハ封書ヲ以テ投  
票スルコトヲ得

第七條 第二條第一項及第五條第一項ノ場合ニ於テ投票同數ナルト  
キハ年長者ヲ以テ當選者トス

第八條 總會ハ院長部會ハ部長之ヲ召集ス

通常總會ハ毎月一回之ヲ開ク但シ八九兩月ハ開會セス

院長ノ見込ニ依リ又ハ會員五人以上ノ請求アルトキハ臨時總會ヲ  
開クコトヲ得

第九條 總會及部會ハ在東京會員ノ三分一以上ニ相當スル出席員ア  
ルニアラサレハ議決ヲ爲スコトヲ得ス

議決ハ出席員ノ過半數ニ依ル

第十條 總會及部會ノ議長ハ議決ノ數ニ加ラス但シ可否同數ナルト



キハ議長之ヲ決ス  
 第十一條 帝國學士院規程第七條ノ論文ノ提出及報告ハ總會又ハ部會ニ於テ之ヲ爲スヘシ  
 帝國學士院會員ニ非サル者ノ論文又ハ報告ハ會員之ヲ紹介シテ總會又ハ部會ニ提出スルコトヲ得  
 論文及報告ハ之ヲ印刷シテ學者學會學校等ニ配付スルコトアルヘシ  
 論文及報告ノ會議ハ傍聽ヲ許スコトアルヘシ  
 第十二條 總會又ハ部會ノ議決ニ依リ講演ヲ公開スルコトアルヘシ  
 第十三條 部ハ總會ノ認可ヲ得テ部則ヲ定ムルコトヲ得  
 第十四條 部會ノ開會及議決ハ部長ヨリ之ヲ院長ニ報告スヘシ  
 第十五條 院長ハ毎年一回總會ニ於テ前一年間ノ院務ノ要項ヲ會員

ニ報告スヘシ

部長ハ毎年一回前一年間ノ部務ノ要項ヲ院長ニ報告スヘシ  
 第十六條 部長事故アルトキハ會員ノ一人ニ其ノ職務ヲ委託スルコトヲ得

附則

第十七條 各部ニ於ケル會員ノ數二十五人ニ充ツルマテハ第二條及第三條ノ規定ニ依ラス總會ニ於テ會員ニ推選スヘキ者ヲ選定ス  
 第十八條 院長幹事及部長ノ初回ノ選舉ハ明治三十九年七月ニ之ヲ行フ

(參照)

東京學士會院會則(明治二十三年十一月九日議決)  
 同年同月廿六日文部大臣認可

第一條 會長幹事ノ選舉並ニ會員ノ推選ハ投票ヲ以テス投票同數ナレハ年長ヲ取ル  
 第二條 會長幹事ハ毎年十二月ニ於テ改選シ翌年一月ヨリ就職スルモノトス



第三條 會長幹事ハ發案討論ヲ爲スコト都テ會員ニ同シ  
 會長幹事議長ノ任ニ當ルトキハ可否ノ數ニ加ハラス但可否同數ノ場合ニ於テハ議長之ヲ決ス  
 第四條 會長幹事ノ選舉並ニ會員ノ推選ハ在京會員ノ投票ヲ以テス但缺席者モ之ニ加ハルモノトス  
 第五條 會員ノ推選ハ先ツ在京會員ニテ投票シ其投票最多數ノ三名ヲ取テ再ヒ投票シ最多數ヲ得タル者一人  
 ナリテ當選者ト定ム但最多數ト雖投票數五點以下ナルトキハ之ヲ棄却シ更ニ改選ヲ爲ス  
 第六條 會員中右三名共ニ不適任ト認ムルカ若クハ其學力人物等ヲ聞知セサルトキハ投票ヲ辭スルコトヲ得  
 第七條 投票ヲ辭シタル會員ノ數在京會員ノ三分一以上ニ登ルトキハ選舉ヲ行ハス更ニ改選ヲ爲ス  
 第八條 當選者會員タルコトヲ辭スル者アルトキハ更ニ改選ヲ爲ス  
 第九條 議事ノ可否ヲ決スルハ多數ニ依ル但在京會員二分一以上出席セサルトキハ可否ヲ決セス  
 第十條 會日ニハ講筵ヲ開キ公衆ノ參聽ヲ許スコトアルヘシ  
 第十一條 毎年一月ノ會日ニ於テ前會長前年ノ院務ノ要項ヲ報告ス  
 第十二條 會員ノ坐順變換ハ年二期(一月、七月)トシ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム但新任者ハ該一期間末坐トス  
 第十三條 通常毎月(八九兩月)ヲ除ク第二日曜日ヲ以テ會日ト定ム但事宜ニヨリ會日ヲ變更シ或ハ臨時會ヲ  
 開クコトアルヘシ  
 第十四條 演述ノ筆記並ニ院務ノ要項等ハ時々之ヲ刊行シテ會員ニ頒チ併セテ世ニ公ニス

### 第四 帝國學士院學術獎勵金特別會計法

法律第三十八號 (明治四十四年三月廿五日)

第一條 學術研究獎勵ノ爲帝國學士院學術獎勵金特別會計ヲ設置ス  
 第二條 本會計ハ帝室下賜金寄附金其他ノ收入ヲ以テ其歲入トシ學  
 術研究獎勵ノ爲ニ要スル支出ヲ以テ其歲出トス  
 第三條 本會計ハ學術研究獎勵ノ爲有價證券ノ寄附ヲ受ケ之ヲ保有  
 スルコトヲ得  
 第四條 本會計ニ於テ支拂上餘裕アルトキハ之ヲ預金部ニ寄託スル  
 コトヲ得  
 第五條 政府ハ毎年本會計ノ歲入歲出豫算ヲ調製シ歲入歲出ノ總豫  
 算ト共ニ之ヲ帝國議會ニ提出スヘシ  
 第六條 學術研究獎勵ノ爲ニ支出スル金額ハ帝國學士院長ニ交付シ  
 經理ヲ委任スルコトヲ得



第七條 委任經理ニ係ル會計ノ検査ハ會計検査院法第十六條ノ規定ニ依ル

第八條 本會計ノ收入支出ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附則

本法ハ明治四十四年度ヨリ之ヲ施行ス

第五 帝國學士院學術研究獎勵金特別會計規則

勅令第六十九號 (明治四十四年三月三十一日)

第一條 歳入歳出ノ豫定計算書ハ所管大臣之ヲ調製シ前年度八月三十一日迄ニ之ヲ大藏大臣ニ送付スヘシ

前項ノ豫定計算書ニハ其ノ年三月三十一日現在ノ有價證券明細書

ヲ添付スヘシ

第二條 歳入歳出ノ決定計算書ハ所管大臣之ヲ關製シ翌年度八月三十一日迄ニ之ヲ大藏大臣ニ送付スヘシ

第三條 預金ノ寄託及拂出ニ關スル手續ハ所管大臣大藏大臣ト協議シテ之ヲ定ム

第四條 本會計ニ於テハ當該年度ノ收入濟歳入額ヲ以テ仕拂元受高ト爲シ歳出ヲ支出スルハ此ノ仕拂元受高ヲ超過スルコトヲ得ス

第五條 各年度ノ歳出ニ屬スル仕拂命令ヲ發スルハ毎年度三月三十一日限リトス

第六條 歳入ヲ徴收スル官吏ハ其ノ徴收簿ノ結果ニ依リ毎月徴收報告書ヲ調製シ参照書類ヲ添へ翌月五日迄ニ所管大臣ヲ經由シテ之ヲ大藏大臣ニ送付スヘシ



第七條 大藏省ハ本會計ノ主計簿ヲ備ヘ歲入ノ豫算額、確定額、收入濟額、不納缺損額、收入未濟額、歲出ノ豫算額、豫算決定後増加額、仕拂元受高、仕拂命令濟額、殘額ヲ登記スヘシ

第八條 歲入ヲ徵收スル官吏ハ徵收簿ヲ備ヘ歲入ノ豫算額、確定額、收入濟額、不納缺損額、收入未濟額ヲ登記スヘシ

第九條 金庫出納役ハ支出簿及仕拂元受高差引簿ヲ備ヘ支出簿ニハ歲出ノ豫算額、仕拂命令受領濟額ヲ登記シ仕拂元受高差引簿ニハ仕拂元受高、仕拂命令受領濟額、仕拂類ヲ登記スヘシ

第十條 本令ニ規定セサルモノニ付テハ會計規則ヲ準用ス

附則

本令ハ明治四十四年度ヨリ施行ス

第六 帝國學士院授賞規則

(明治四十三年十月十二日議決  
廿六日文部大臣認可)

第一條 帝國學士院ハ學術ノ研究ヲ獎勵スル爲本則ノ定ムル所ニ依リ賞ヲ授ク

第二條 賞ハ特定ノ論文、著書其ノ他特種ノ研究ニシテ其ノ成績卓絶ナルモノニ對シテ之ヲ授ク

第三條 賞ハ賞牌又ハ賞金トス但シ賞牌及賞金ハ併セテ之ヲ授クルコトヲ得

賞牌ノ制式ハ別ニ之ヲ定ム

第四條 賞ハ帝國學士院會員ニ非サル者ニ之ヲ授ク

第五條 賞ヲ授クルハ推薦又ハ募集ニ依ル

第六條 帝國學士院會員授賞ノ推薦ヲ爲サムトスルトキハ毎年十一



月其ノ所屬ノ部會ニ其ノ提議ヲ爲スヘシ

前項ノ提議ニハ當該部會員三人以上ノ賛成アルコトヲ要ス

第七條 部會ニ於テ論文等ヲ審査ニ付スヘキモノト議決シタルトキハ審査委員ヲ定ムヘシ

部會ニ於テ必要ト認ムルトキハ他ノ部ニ屬スル會員ニ審査委員ヲ囑託スルコトヲ得

第八條 審査委員ノ議決ハ多數決ニ依ル但シ審査委員ハ部會ニ於テ各其ノ意見ヲ述フルコトヲ妨ケス

第九條 審査委員ハ書面ヲ以テ審査ノ經過及結果ヲ部會ニ報告スヘシ

第十條 部會ニ於ケル擬賞ノ議決ニハ投票總數三分ノ二以上ノ賛成アルコトヲ要ス

第十一條 前條ノ規定ニ依リ擬賞ノ議決アリタルトキハ部長ハ審査報告書其ノ他擬賞ニ關スル一切ノ事項ヲ總會ニ提出シ其ノ議決ヲ經ヘシ

第十二條 擬賞ノ議決ヲ爲スニハ部長又ハ院長ニ於テ少クトモ三週間以前會議ノ目的ヲ會員ニ通知スヘシ

第十三條 擬賞ノ議決ニ付テハ投票ハ總テ無記名トス  
病氣其ノ他ノ事故ニ因リ出席スルコト能ハサル者ハ封書ヲ以テ投票スルコトヲ得

第十四條 論文ヲ募集スル場合ニ於テ其ノ都度部會ニ於テ募集ニ關スル事項ヲ定メ總會ノ議決ヲ經ヘシ

總會ノ議決アリタルトキハ帝國學士院募集ノ條件ヲ公示ス

第十五條 論文ノ募集了リタルトキハ部會ニ於テ審査委員ヲ定ムヘシ



シ

第十六條 第七條第二項及第八條乃至第十三條ノ規定ハ論文募集ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十七條 賞ヲ受ケタル者ハ受賞ノ目的タル論文又ハ著書ニ其ノ旨ヲ表示スルコトヲ得

第十八條 賞ヲ受クヘキ者授賞推薦ノ提議アリタル後又ハ論文ノ募集ニ應シタル後死亡シタル場合ニ於テハ帝國學士院ハ授賞ノ旨ヲ公示シ且其ノ者ニ授クヘキ賞ノ處分ヲ定ム

附 則

第六條ノ規定ニ依リ明治四十三年十一月ニ爲スヘキ授賞推薦ノ提議ハ同四十四年三月之ヲ爲スコトヲ得

第七 恩賜賞ニ關スル決議

一 皇室ノ御下賜金ヲ以テスル賞ハ他ト區別スルコト

二 右賞ノ數ハ毎年第一部第二部各一個トシ場合ニ依リ二個ニ等分  
スルコトヲ得若シ其年度内ニ授與シ了ラサルモノアルトキハ之ヲ  
遞次繰越シ授與スルモ差支ナキコト

三 右賞ハ賞牌ニ賞記及賞金ヲ添ヘテ之ヲ授クルコト

(右明治四十四年二月十二日總會議決)

一 皇室ノ御下賜金ヲ以テスル賞ノ名稱ハ恩賜賞トスルコト

(右明治四十四年四月十二日總會議決)

第八 寄附金ヲ以テスル賞ニ關スル決議

(明治四十四年十一月十二日總會議決)

一 男爵三井八郎右衛門ヨリノ寄附金ヲ以テスル賞ハ第二部ニ於テ



- 毎年其數ヲ一個トシ男爵岩崎久彌ヨリノ寄付金ヲ以テスル賞ハ第一部第二部各隔年ニ一個トス
- 二 賞一個ノ金額ヲ一千圓トス但シ場合ニ依リテハ部ニ於テ之ヲ分チ貳個以上ノ賞トスルコトヲ妨ケス
- 三 受賞者ナキトキハ之ニ對スル賞金ヲ當該部ニ於テ遞次翌年度ニ繰越シ之ヲ授與スルコトヲ得
- 四 賞ハ賞金ニ賞記ヲ添ヘテ之ヲ授ク
- 五 二人以上共同ノ事業ニ對シテハ賞記ニ其旨ヲ記シ各自ニ之ヲ授ク但シ賞金ハ分割セサルコトアルヘシ

### 第九 出版ニ關スル決議

(明治四十年七月十二日總會議決  
同年十一月十二日總會修正議決  
同四十四年十一月十二日總會修正議決)

- 一 毎年一回年報ヲ刊行シテ院務ノ報告ヲ登載スヘシ
- 二 帝國學士院規程第七條第八條及帝國學士院會則第十一條第二項第十二條ニ依ル論文報告講演等ハ帝國學士院紀事又ハ別冊トシテ之ヲ刊行スルコトヲ得
- 三 圖書又ハ論文ヲ編纂校訂翻譯若クハ謄寫セシメ又ハ之ヲ出版スルコトヲ得
- 四 第二項ニ掲ケタル論文報告及講演ヲ帝國學士院紀事又ハ別冊以外ニ掲載セントスルトキハ院長ノ許可ヲ經ルコトヲ要ス



第十 帝國學士院紀事及別冊ノ出版ニ

關スル決議

(明治四十年十二月十二日部會議決  
同四十四年十二月十二日總會修正議決)

- 一 帝國學士院紀事ハ集會ノ錄事及會員ノ提出セル論文、報告書等ヲ登載ス
- 二 長編ノ論文報告書等ハ別冊トシテ隨時刊行シ其概要ヲ紀事ニ登載ス
- 三 會員ニ非サル者ノ論文、報告書等ニシテ會員ノ紹介ニ依リ提出セラレタルトキハ之ヲ紀事又ハ別冊ニ掲クルコトアルヘシ
- 四 既ニ他ニ出版セル論文、報告書等ハ之ヲ紀事又ハ別冊ニ登載セス但其概要ヲ抄録スルハ此限ニアラス
- 五 出版委員五名ヲ置キ出版ニ關スル事務ヲ委任ス

出版委員ハ論文、報告書等ノ取捨節略ニ關シ疑アルトキハ之ヲ總會又ハ部會ニ提出スルコトヲ得

- 六 出版委員ハ部ニ於テ各二名ヲ選出シ幹事ヲ以テ委員長トス部選出ノ委員ハ其任期ヲ三ヶ年トス

第十一 學術研究費補助ニ關スル決議

(明治四十年七月  
十二日總會議決)

- 一 會員ニシテ學術研究費ノ補助ヲ要スルコトアルトキハ研究ノ目的ヲ明記シ之ニ要スル概算費目ヲ三月末日マテニ部長ニ申出ツヘシ
- 二 數人共同ノ研究ニ依ルトキハ主任者一名ヲ指定スルコトヲ要ス
- 三 部長ハ委員若干名ヲ指名シテ前項ノ申出ヲ審査セシムヘシ



部長ハ審査委員會ヲ召集シ其議長ト爲ル

審査委員會ノ決議ハ四月末日マテニ部長之ヲ院長ニ報告スヘシ

三 學術研究費各補助額ハ院長幹事及部長ノ役員會議ニ於テ案ヲ定メ五月ノ總會ニ之ヲ提出スヘシ但緊急ノ場合ニ於テハ院長ハ前二項ノ手續ニ依ラス部長ノ申請ニ因リ役員會議ニ於テ決定シ次回ノ總會ニ於テ之ヲ報告スヘシ

四 學術研究費ノ補助ヲ受ケタル者ハ研究結了後直ニ其成績ヲ報告スヘシ

研究數年ニ涉ル場合ニ於テハ毎年十二月末日マテニ研究進行ノ狀況ヲ記載セル報告書ヲ部長ニ提出スヘシ

共同ノ研究ニ係ルトキハ主任者其手續ヲ爲スヘシ

五 補助ヲ受ケタル研究ノ成績報告書ニハ本院ヨリ研究費ノ補助ヲ

受ケタル旨ヲ明記スルコトヲ要ス

### 第十二 學術獎勵會

皇室御下賜金

右ハ皇室ヨリ學術ノ研究ヲ獎勵スル爲明治四十三年ヨリ拾今年間年々金貳千圓下賜セラレタルモノニシテ賞典資ニ充ツルモノトス  
男爵三井八郎右衛門寄付金

右ハ男爵三井八郎右衛門ヨリ學術研究獎勵ノ爲明治四十四年ヨリ向フ十年間毎年金壹千圓ツ、合計金壹萬圓ヲ寄付セシモノニシテ第二部ニ屬スル賞典資ニ充ツルモノトス  
男爵岩崎久彌寄付金



右ハ男爵岩崎久彌ヨリ學術研究獎勵ノ爲明治四十四年ヨリ向フ十  
 年間毎年金壹千圓ツ、合計金壹萬圓ヲ寄付セルモノニシテ賞典  
 資ニ充ツルモノトス

第十三 職員

院 長	理學博士男爵	菊池大麓
幹 事	法學博士	宮崎道三郎
第一部部長	法學博士	穗積陳重
第二部部長	工學博士	古市公威
書記		佐原茂一

第十四 會員

明治三十九年六月十二日

同	第一部	文學博士男爵加藤弘之
同	第一部	法學博士杉亨二
同	第一部	文學博士男爵細川潤次郎
同	第一部	文學博士三島毅
同	第二部	田中芳男
同	第二部	醫學博士三宅秀

囑託  
 村島靖雄  
 事務 小澤銀十郎



明治三十九年六月十二日

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

第二部	第一部	第一部	第二部	第二部	第一部	第二部	第一部	第一部	第二部
理學博士男爵 菊池大麓	文學博士 木村正辭	文學博士 井上哲次郎	醫學博士 大澤謙二	法學博士 穗積陳重	醫學博士 緒方正規	醫學博士 櫻井錠二	理學博士 宮崎道三郎	法學博士 小藤文次郎	文學博士 坪井九馬三
第二部	第二部	第一部	第二部	第一部	第二部	第二部	第二部	第二部	第二部
理學博士 寺尾壽	醫學博士 小金井良精	文學博士 坪井九馬三	理學博士 小藤文次郎	法學博士 宮崎道三郎	理學博士 櫻井錠二	醫學博士 緒方正規	法學博士 穗積陳重	醫學博士 大澤謙二	文學博士 井上哲次郎

明治三十九年九月十四日

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

第一部	第二部	第二部	第二部	第二部	第二部	第一部	第一部	第二部	第一部
文學博士 本居豐顯	文學博士 星野恒	藥學博士 長井長義	文學博士 南條文雄	法學博士 子爵 田尻稻次郎	工學博士 古市公威	理學博士 久原躬弦	理學博士 田中館愛橘	醫學博士 北里柴三郎	醫學博士 三浦守治
第一部	第一部	第二部	第二部	第二部	第二部	第二部	第二部	第二部	第二部
法學博士 富井政章	文學博士 中島力造	醫學博士 三浦守治	醫學博士 北里柴三郎	理學博士 田中館愛橘	理學博士 久原躬弦	工學博士 古市公威	法學博士 子爵 田尻稻次郎	文學博士 南條文雄	藥學博士 長井長義







明治四十二年十一月三十日 第二部 理學博士平山信  
 同 四十四年一月十一日 第一部 法學博士美濃部達吉  
 同 四十四年三月廿八日 第一部 文學博士大槻文彦  
 同 四十四年四月廿八日 第二部 理學博士石川千代松  
 同 四十五年二月廿七日 第一部 文學博士高楠順次郎

第十五 事業擔當會員及囑託員

和算史調査

明治三十九年七月十二日 擔當會員 理學博士男爵菊池大麓  
 同 三十九年八月十日 囑託 遠藤利貞  
 同 四十一年十二月十五日 同 三上義夫

伊能忠敬測地事蹟調査

明治四十一年七月十二日 擔當會員 理學博士長岡半太郎  
 同 四十一年八月一日 囑託 理學士大谷亮吉

燃藜室記述調査

明治四十二年一月十二日 擔當會員 文學博士坪井九馬三  
 同 四十二年一月廿三日 囑託 文學士今西龍

羅馬法ニ關スル書籍翻譯出版

明治四十二年一月十二日 擔當會員 法學博士宮崎道三郎  
 同 同 文學博士子爵末松謙澄  
 同 四十二年七月二日 囑託 法學博士春木一郎

帝國學士院紀事及別冊ノ出版委員

明治四十四年六月十二日 委員長 法學博士宮崎道三郎



明治四十四年六月十二日 委員 文學博士中島力造  
 同 醫學博士三浦謹之助  
 同 理學博士長岡半太郎  
 同 法學博士高橋作衛

### 第十六 帝國學士院前職員

院長

自明治三十九年八月 文學博士男爵 加藤弘之  
 至同四十二年六月 法學博士男爵

幹事

自明治三十九年八月 文學博士 重野安繹  
 至同四十二年六月

第一部々長

自明治三十九年八月 法學博士 穗積陳重  
 至同四十二年六月

第二部々長

自明治三十九年八月 理學博士男爵 菊池大麓  
 至同四十二年六月

### 第十七 帝國學士院前會員及前客員

(姓名ノ上ニ×ヲ附スルハ死セリノモ)

一、前會員

×子爵 福羽義靜  
 ×文學博士 黒川真頼  
 ×文學博士 根本通明  
 理學博士 山川健次郎

明治三十九年十二月二十二日依願會員被免



二、前客員

×醫學博士子爵	橋本綱常
×文學博士	佐藤誠實
×理學博士	箕作佳吉
×法學博士	梅謙次郎
×文學博士	重野安釋
×男爵	大鳥圭介
×工學博士	下瀬雅允

×ギユスターヴ、ポアソナード、ド、フォンタラビー

第十八 東京學士會院職員

會長	男爵	福澤諭吉	自明治十二年一月至同 年六月
副會長	男爵	西周	自明治十三年十二月至同 年六月
	男爵	加藤弘之	自明治十五年六月至同 年六月
	男爵	細川潤次郎	自明治十九年六月至同 年六月
	男爵	加藤弘之	自明治十九年六月至同 年六月
	男爵	神田孝平	自明治十八年六月至同 年六月
幹事	文學博士男爵	加藤弘之	自明治十八年六月至同 年六月



自明治十八年六月	男	爵	神田孝平
至同十九年六月			
自同十九年九月	男	爵	箕作秋坪
至同二十年九月			
自同二十年九月	男	爵	大鳥圭介
至同二十六年九月			
自同二十六年九月	男	爵	細川潤次郎
至同二十九年八月			
自同二十九年八月	文學博士		重野安繹
至同二十六年十二月			
自同二十六年十二月	文學博士		杉野安繹
至同三十一年十二月			
自同三十一年十二月	文學博士		外山正一
至同三十三年四月			
自同三十三年四月	文學博士		菊池大麓
至同三十四年七月			
自同三十四年七月	文學博士		田中芳男
至同三十八年八月			
自同三十八年八月	文學博士		田中芳男
至同三十四年十二月			
自同三十四年十二月	文學博士		田中芳男

第十九 東京學士會院會員及客員

(姓名ノ上ニ×印ヲ附スルハ死亡ノモノ)

一、會員

明治十二年二月十五日	×男	爵	西
同	文學博士男爵		加藤弘之
同	×男	爵	神田孝平
同	×男	爵	津田真道
同十二年十月十五日退院	×男	爵	中村正直
同廿五年十二月一日報狀交付	×文學博士		福澤諭吉
同十二年一月十五日	×		箕作秋坪
同十四年二月十五日退院承諾	×		
同十二年一月十五日	×		

(以上文部大輔ヨリ會員報帖ヲ交付セラレシモノ)



明治十二年三月廿八日

同	×			杉田	玄端
同	×			内田	五觀
同	×			栗本	鋤雲
同	×			市川	兼恭
同	×			伊藤	圭介
同	×	文學博士男爵		西村	茂樹
同	×	文學博士		杉	亨二
同		法學博士		細川	潤次郎
同		男爵		小幡	篤次郎
同	×			重野	安釋
同	×	文學博士		川田	剛
同	×	文學博士		福羽	美靜
同	×	子爵			

同十二年五月十五日

同十二年五月十五日

同十二年五月十五日

同十二年五月十五日

同十二年五月十五日

同十二年五月十五日

同十二年五月十五日

同十二年五月十五日

同十二年五月十五日

同十二年六月十五日

同十三年三月十五日

同十四年五月十五日

同十四年六月十一日

同十四年十一月七日

同十五年六月六日

同十五年十一月七日

同十八年九月十六日勅選

同十八年五月二十三日

同十八年十一月十五日

同十八年十一月十五日

同	×			坂谷	素
同	×	子爵		森有	禮
同	×	法學博士男爵		箕作	麟祥
同	×			鷺津	宣光
同	×	男爵		大鳥	圭介
同	×	文學博士		黒川	真頼
同	×	文學博士		小中	村清矩
同	×	文學博士		村上	英俊
同	×	伯爵		寺島	宗則
同	×	伯爵		谷干	城
同	×	子爵		原坦	山
同	×			三島	毅

○同三十九年五月二十三日  
依願會員被免



同	明治十八年十二月十五日			田中芳男
同		醫學博士	三宅秀	
同	二十年三月十三日	×文學博士	外山正一	
同	廿二年四月十四日	理學博士男爵	菊池大麓	
同	廿二年十月十三日	×	岡松魏谷	
同	二十三年六月八日	文學博士	木村正辭	
同	二十五年一月十日	×文學博士	島田重禮	
同	二十八年五月一日	文學博士	井上哲次郎	
同	廿九年一月十二日	醫學博士	大澤謙二	
同	二十九年五月十日	法學博士	穂積陳重	
同	三十年五月九日	×理學博士	箕作佳吉	
同	卅一年二月十三日	醫學博士	緒方正規	

同	卅一年四月十七日	理學博士	櫻井錠二
同	卅一年十二月十一日	法學博士	宮崎道三郎
同	卅二年二月十二日	理學博士	小藤文次郎
同	卅三年一月十四日	×文學博士	根本通明
同	卅三年六月三十日	文學博士	坪井九馬三
同	卅四年五月六日	理學博士	山川健次郎
同	卅五年十二月十四日	醫學博士	小金井良精
同	卅六年十二月十三日	理學博士	寺尾壽

二、客員

明治二十八年四月二十五日 ×ギユスタヴ・ポアンナード、ド・フォンタラビー  
 (以上〇印ヲ除クノ外ハ會長ヨリ會員報帖ヲ交付セラレシモノ)



第二十 受賞者

明治四十四年七月五日

恩賜賞 第一號(地軸變動ノ研究特ニ  
Z項ノ發見ニ對シ)

理學博士 木

村

榮

第二十一 明治四十四年七月五日恩賜賞授  
與式ニ於ケル菊池院長ノ演述

閣下并諸君

本日本院に於て初めて此授賞式を舉行するに際し御臨場を辱ふしたるは一同に代りて深く謝する所であります。是より一言學士院の性質及今日此授賞を行ふに至つたる經過を申述たいと存じ清聴を煩はします。帝國學士院は帝國學士院規則第二條にある通り「學術ノ發達ヲ圖り教化ヲ裨補スルヲ以テ目的トス」るのであります。學術の發達即ち創始的學術研究を獎勵する爲めに設立せられたるのであります。抑々一國の文明國民の品位は獨り陸海軍の強大、産業の隆盛又は富の程度等物質的のものにのみ依るものでありませぬ。教育の發達、學藝の進歩に



多大の關係のあるとは申すまでもないことであります。而して學士院は唯今申した通り、此學術の發達を圖るものでありますからして、文明國に於ては何れも學士院の設立のない所はありません。而して學士院の盛なる所は、即ち又其國の文明の盛なる所、其國の品位の高い所であります。文明國には何處にも必ず學士院はありますが、其制度に於ては多少異なる所があります。けれども其學術の發達獎勵の爲に貢獻すると云ふことに於ては皆一つであります。而して獎勵の方法は種々あります。其主なるものが四つあります。

第一は學士院の會員になると、國家及社會より名譽なる禮遇を受ける。故に學士院會員になることは、學者の常に名譽として希望する所である。故に是即ち學術の研究獎勵になる一つの理由であります。

第二には學士院に於ては學術研究の補助を致します。或は學士院の方

より指定して、斯くくの研究が必要である、之の爲めに若干の金を支出して此研究を然るべき人に託する、或は又學者の方よりして斯くの方法を以て此れくの研究を自分がしたいと思ふ、就ては是々の費用が要るのであるが、其出處がないから、どうぞ助けて貰いたいと云ふやうなことで、或は器械、或は材料、或は助手等の爲めに費用を出して研究を補助することをして居ります。

第三には學者のした所の研究を世間に知らせると云ふことが重要なことであります。自分のした研究を成るべく早く確かなる道を以て世に發表することが、即ち其研究に就いて自分が發明者たるの名譽を荷ふ適當の道であります。夫故に各國の學士院に於ては、集會毎に會員自身の研究は勿論、會員の紹介に依りて會員外の學者の研究の結果が提出されます。さうして之を學士院の記事又は論文集等に載せて世界に



發表します。尙ほ高尚なる學術上の著作にして到底民間出版者なきものを出版する等の事も此の部に屬します。要するに學者が自分の研究を發表する機關のあることは最も大切なることでありまして、確に學術研究獎勵の最重要なる一方法であります。

第四には授賞の方法であります。即ち過去何年間かの間に現はれた所の著書に對し、或は研究に對し、之に賞を授けると云ふことであります。或は出版前に學士院に提出して學士院より之に賞を授けるものもありません。

以上は學術研究を獎勵する最も良き道であります。歐米の學士院に於ては、第二第三第四の事業を盛に行つて居ります。勿論是等の爲めに要する費用は少からぬことでありますけれども、それ等は或は國庫よりの補助に依り、或は個人の寄附等に依つて實に盛なることを致して居

ります。不幸にして我が學士院に於ては、經費の不充分なる爲めに、随分會員中には有益なる學術研究の考がありますけれども、之に其研究を遂行するだけの補助を與へる途もありませぬ。又記事等を印刷することも本年までは出来ませぬでしたから、随つて第三の研究を公にするの途を開くこともありませぬでした。随つて本院に提出せらるゝ所の論文等の數も至つて少ないことであります。本年よりは記事を印刷する筈にはなつて居りますが、是とても多くの論文が出て來る場合に於ては、十分にそれを皆印刷に附することは出来ないやうな憫れなる次第であります。第四の授賞に就ても、本院に於ては何も今日まではなかつたのであります。が、學士院に於て是等のことに就て會員が苦心して居ることが何時しか天聽に達しまして、昨年、本月、本日、有難い御沙汰書を戴きました。即ち學術の研究の獎勵の爲めに十年間、年々賞典



資として二千圓宛御下賜相成ることになりましたので、初めて第四の授賞に着手することが出来ました。會員一同感泣に堪へぬ次第であります。而して此授賞の有難い思召めしに對しては、十分に御趣意の貫徹するやうにしなければなりません。先づ授賞規則を制定致しまして、凡そ次の通りに極めました。

授賞に就ては二通りの途を探ることにしました。一つは會員の推薦、一つは論文の募集である。會員の推薦とは如何なる研究と云ふことに限らず、會員中に於て授賞に價すると考へた所のものを一定の時期に於て之を推薦することであり、今一つは何々論題を定めてさうして其答案を募集すること、此二つの方法であります。さうして何れにしても其擬賞の審議に就ては最も鄭重なる手續を履むことに致しました。而して凡そ次の事項を定めました。賞は會員以外の者に限り授くるこ

と、隨て會員の研究に對しては與へぬこと、賞は年々各部に各々一個授くること、尤も特別の場合には之を二つに分けて與へることも出来ること云ふことに致しました。而して若し其當時に於て適當なる受賞候補者を發見せざる場合に於ては、之を次の年に繰延はし、尙ほ適當なるもの無き時は適當なるものを發見するまで何時までも其儘にして置くこと、賞は賞牌に賞金を添へて授けること。

斯の如く定めまして、本年三月の例會に於て、各部に於て推薦するべきものがあるならば推薦するやうにと云ふことになりました。第一部に於ては今回推薦がありませぬでしたが、第二部に於ては即ち今日授賞をせんとする所の木村博士が推薦になりました。それより審査委員を選定して、十分に審査を遂げ、審査委員會、部會及總會に於て、孰れも全會一致の決議を経て、今日愈々授賞をすることになりました。木村博士の



名譽は申すまでもなきことでありますが、斯かる適當なる授賞の目的物のあつたことは、吾學術界の名譽として宜しからうと考へます。尙ほ其事業の概略に就ては、是より會員長岡博士の説明がありますから、それに譲ります。それで斯の如く學術上の研究を表彰することは、獎勵の方法として最も有力なるものゝ一と考へます。而して之に依りて本院の性質も益す廣く世間に知れることになり、本院の目的を遂行する上に於て多大の便益を得るであらうと考へます。是れは獨り本院の爲と云ふ譯ではありません。國家の爲に最慶賀す可き次第と考へます。而して今日此式典を擧げるを得たのは、實に難有恩命の結果であります。會員一同感謝措く能はざる所であります。

明治四十五年三月二十八日印刷  
同 年三月三十一日發行

帝國學士院

東京市上野公園内

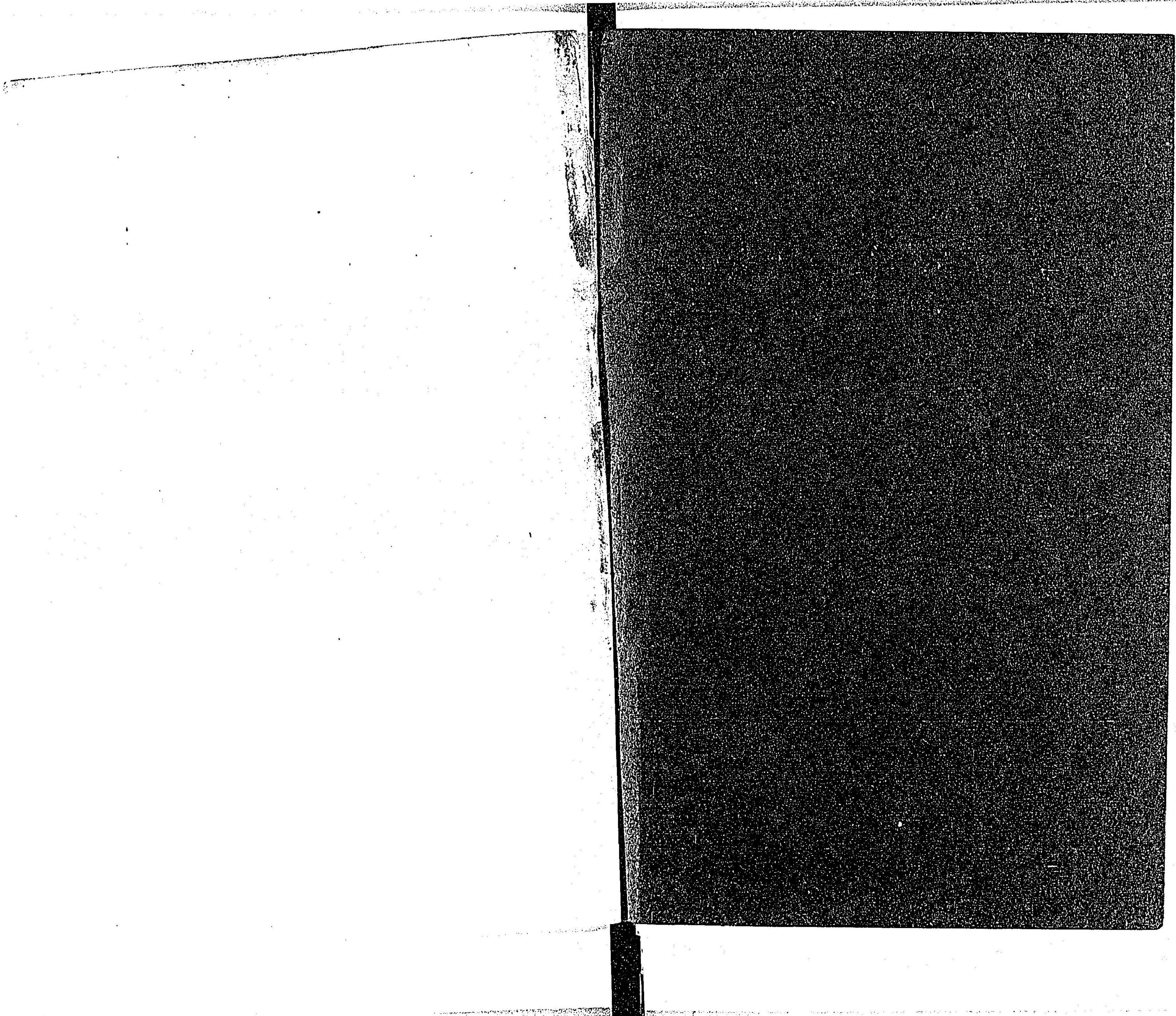
印刷者 佐藤保太郎  
東京市京橋區木挽町二丁目十三番地

印刷所 中屋商店活版部  
東京市京橋區木挽町二丁目十三番地



97  
1892

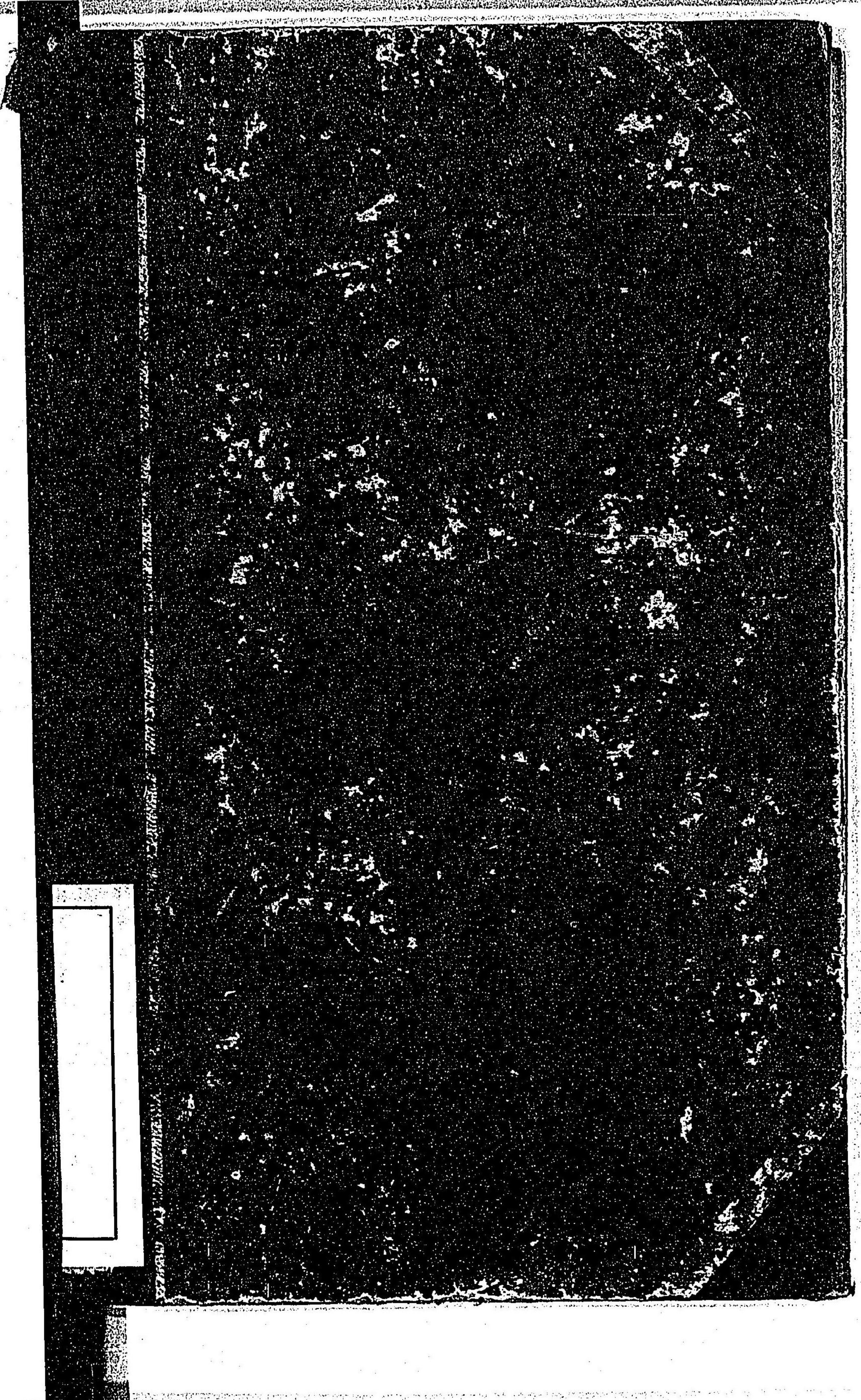






97
392





Blank rectangular label on the spine of the book.

Small, faint text or markings on the spine, possibly a library or archival identifier.